

載おかれたるまゝにて、訂し漏されたるにぞあるべき。○中 故延長の末よりの事なるべしとは云ふなり、又平兼盛朝臣集に、あをうまを題にて、降雪に色もかはらで引ものをたれあをうまと名づけそめけむと云ふ歌みえたり、此ぬし天曆年中越前權守に任され、從五位上駿河守まで進みて、正曆元年に卒り給へり、貫之朝臣には、凡三四十年ばかり後れて壯なりし人なるべし。○中 さて遂に其青馬儀の字をも白馬と改られたり、所謂白馬奏、白馬節會などこれなり、されど白馬と書ても、詞にはなほ舊のまゝに、アラウマと唱ふ例なり。○中 かくそまか白馬と書たる事の書に見えたる始は、西宮記七日節會條、左右御監白馬奏とある方始なるべし。○中 村上天皇の天曆元年正月七日癸巳、白馬宴ありと書るを始にて、次々皆白馬と書き、其外の書ども、また家々の記どもにも、延喜より後のものには、皆白馬と書て、青馬と書るは、をさくある事なし。○中 さて然白馬に更給へる謂は、年中行事秘抄に、正月七日白馬事、十節記云、馬性以白爲本、天有白龍、地有白馬、是日見白馬、卽年中邪氣遠去不來、公事根源、河海抄等 此文を引れたり、など云るかたの説に、さらに據り給へるものなるべし。

〔萬葉集二十〕水鳥乃、可毛能羽能伊呂乃、青馬乎、家布美流比等波可藝利奈之等伊布。

右一首爲七日侍宴、右中弁大伴宿禰家持預作此歌、但依仁王會事、却以六日於内裏召諸王卿等、賜酒肆宴給祿、因斯不奏也。

〔年中行事歌合〕五番 左持 白馬節會 正月七日

頓阿

松の葉の色にかはらぬ青馬を引ば是もや子日なるらん

白馬節會儀

〔内裏式上〕七日○正會式 前一日、所司辨備豐樂殿、構舞臺於殿前、自殿南階、南去十一丈七尺、舞臺高三尺、方六丈、設樂人

幄於舞臺東南角、南去八許丈、東去二許丈、舞臺北四丈、中務置宣命版位、南去一許丈、置尋常版位、四位五位座於

顯陽承歡兩堂、六位以下座於明義歡德兩堂、其日平明、左右衛門樹梅柳於舞臺之四角及三面、内藏